

第30回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会	
平成30年10月31日	資料8

○標準営業約款の変更認可申請

【目次】

1. 標準営業約款の変更認可について（申請）	2
2. 美容業に関する標準営業約款（改正後全文）	3
3. 美容業に関する標準営業約款 新・旧対照表	6



全生指発第 163 号
平成 30 年 8 月 3 日

厚生労働大臣

加 藤 勝 信 殿

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
理 事 長 小 池 広 昭



標準営業約款の変更認可について（申請）

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 57 条の 12 の規定に基づき、美容業に関する標準営業約款の変更認可を受けたく別紙関係書類を添えて申請いたします。

記

- | | | |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 美容業に関する標準営業約款 | 2 部 |
| 2 | 美容業に関する標準営業約款新・旧対照表 | 2 部 |

美容業に関する標準営業約款 (改正後全文)

(目的)

第1条 美容業に関する標準営業約款（以下「約款」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「法」という。）第57条の12第1項の規定に基づき、美容業について役務の内容の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保等に関する事項を定めることにより、利用者の選択の利便を図り、併せて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この約款で「営業者」とは、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第1項に規定する美容の業を営む者で、この約款に従い営業を行う者として都道府県生活衛生営業指導センターの登録を受けた者をいう。

2 この約款で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

3 この約款で「営業施設」とは、営業者の登録に係る美容所をいう。

4 この約款で「表示」とは、提供する役務の内容等を利用者に周知させることを目的として営業施設の店頭又は店内に掲げる掲示板、ポスター等による広告及びビラ、パンフレット、看板等による広告をいう。

(役務の内容の表示の適正化に関する事項)

第3条 営業者は、提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。

(1) 施術内容及び料金の表示に関する事項

① 営業者は、利用者が安心して利用するため、営業施設において提供する施術内容及び料金を表示するとともに、施術前にカウンセリングを行い、当日の施術内容及び料金を明示するものとする。

② 営業者は、店頭販売品（店販品）について全てその価格を表示するものとする。

(2) 美容師の表示に関する事項

① 営業者は、利用者の希望に対応するため、施術する美容師について以下の事項を表示するものとする。

1) 必須事項

ア 氏名

イ 指名料（ある場合に限る）

2) 努力義務事項

ア 美容師の写真

イ 当該美容師による仕上り例

ウ 業界団体等が主催する研修・講習の受講履歴、コンテスト等の入賞歴

② 営業者は、前①の表示を行うとともに施術する美容師について、名札等によりそ

それぞれの美容師の氏名が分かるよう配慮するものとする。

(3) 衛生水準の確保に関する事項

営業者は、営業施設の衛生水準の確保のため、定期的に行政機関及び業界団体等が主催する衛生管理に関する研修・講習を受講するとともに、受講した旨を表示するものとする。

(4) 地域社会に対する取り組みに関する事項

営業者は、顧客満足度をより高めるため、地域社会のために次の事項について積極的に取り組むものとし、取り組んでいる事項について表示するものとする。

ア 店舗のバリアフリー化の推進（段差の解消等）

イ 来店が困難な利用者の送迎

ウ 来店が困難な利用者の訪問美容サービス

エ ハートフル美容師・サービス介助士資格の取得

オ 障がいのある方への対応（車椅子対応・視覚・聴覚・発達障がい等への対応）

カ 子育て世代の方への対応（託児サービス、ベビーカー置き場の確保等）

キ 外国人対応（メニューの多言語表記、外国語対応スタッフの配置等）

ク 地域活動への参加（組合活動・商店街活動への参加、職業体験、こども 110 番等への協力等）

2 営業者は、前項の事項を遵守するほか、全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が別途定める美容施術処理基準を遵守するものとする。

（損害賠償の実施の確保に関する事項）

第4条 営業者は、利用者に対する役務の提供又は営業施設若しくは設備の管理に起因して事故が発生した場合は、全国指導センターが別途定める美容所事故賠償基準に基づき、利用者等に対してその損害賠償を速やかに行うものとする。

2 営業者は、前項の損害賠償の確実な実施を図るため、全国指導センターが別途定める損害賠償保険等に参加しなければならない。

3 営業者は、事故に関し迅速かつ円満な解決を図るため、利用者等の利便に配慮してその苦情処理に努めるものとする。

（標識等の掲示）

第5条 営業者は、全国指導センターが法第57条の13第2項の規定に基づき定める様式の標識を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。

2 前項の標識の有効期間は、登録の有効期間と同一とする。

3 営業者は、この約款に従って営業を行う旨、第3条第1項に規定する事項、前条の損害賠償の実施の確保に関する事項その他の提供する役務に関する事項の要旨（以下「役務の要旨」という。）を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示する物とする。

- 4 営業者が営業を廃止する旨の届出を行ったとき若しくは登録を取り消されたとき又は登録の有効期間が経過したときは、営業者は、当該営業施設について、速やかに第1項の標識及び前項の役務の要旨の掲示を取り外さなければならない。

美容業に関する標準営業約款 新・旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 美容業に関する標準営業約款（以下「約款」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「法」という。)第57条の12第1項の規定に基づき、美容業について役務の内容の表示の適性化及び損害賠償の実施の確保等に関する事項を定めることにより、利用者の選択の利便性を図り、併せて公衆衛生の向上に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この約款で「営業者」とは、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第1項に規定する美容の業を営む者で、この約款に従い営業を行う者として都道府県生活衛生営業指導センターの登録を受けた者をいう。 2 この約款で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。 3 この約款で「営業施設」とは、営業者の登録に係る美容所をいう。 4 この約款で「表示」とは、提供する役務の内容等を利用者に周知させることを目的として営業施設の店頭又は店内に掲げる掲示板、ポスター等による広告及びビラ、パンフレット、看板等による広告をいう。 (役務の内容の表示の適正化に関する事項) 第3条 営業者は、提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。 (1) 施術内容及び料金の表示に関する事項	(目的) 第1条 美容業に関する標準営業約款（以下「約款」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「法」という。)第57条の12第1項の規定に基づき、美容業について役務の内容の表示の適性化及び損害賠償の実施の確保等に関する事項を定めることにより、利用者の選択の利便性を図り、併せて公衆衛生の向上に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この約款で「営業者」とは、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第1項に規定する美容の業を営む者で、この約款に従い営業を行う者として都道府県生活衛生営業指導センターの登録を受けた者をいう。 2 この約款で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。 3 この約款で「営業施設」とは、営業者の登録に係る美容所をいう。 4 この約款で「表示」とは、提供する役務の内容等を利用者に周知させることを目的として営業施設の店頭又は店内に掲げる掲示板、ポスター等による広告及びビラ、パンフレット、看板等による広告をいう。 (役務の内容の表示の適正化に関する事項) 第3条 営業者は、提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。 (1) 提供する役務の種別

① 営業者は、利用者が安心して利用するため、営業施設において提供する施術内容及び料金を表示するとともに、施術前にカウンセリングを行い、当日の施術内容及び料金を明示するものとする。 ② 営業者は、店頭販売品（店販品）について全てその価格を表示するものとする。 (2) 美容師の表示に関する事項 ① 営業者は、利用者の希望に対応するため、施術する美容師について以下の事項を表示するものとする。 1) 必須事項 ア 氏名 イ 指名料（ある場合に限る） 2) 努力義務事項 ア 美容師の写真 イ 当該美容師による仕上り例 ウ 業界団体等が主催する研修・講習の受講履歴、コンテスト等の入賞履歴	<u>提供する役務の種別を、次の区分により表示するものとする。ただし、これらの役務の種別を組み合わせ、又は分けて表示しても差し支えないものとする。</u> <u>ア 総合パーマネント・ウェーブ</u> <u>イ シャンプー</u> <u>ウ カット</u> <u>エ セット</u> <u>オ ブロー</u> <u>カ ヘア・トリートメント</u> <u>キ スカルプ・トリートメント</u> <u>ク ヘア・ダイ</u> <u>ケ マニキュア及びペディキュア</u> <u>コ 婚礼着付（和装・洋装）</u> <u>サ フェイシャル・トリートメント</u> (2) 従事者の氏名 <u>次に掲げる従事者の氏名を、ア及びイについては必ず表示し（アについては該当する者がある場合に限る。）、ウについては該当する者がある場合は表示することができるものとする。</u> <u>ア 管理美容師</u> <u>イ 美容師</u> <u>ウ その他全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が別途定める要件を備えた者</u>
--	--

② 営業者は、前①の表示を行うとともに施術する美容師について、名札等によりそれぞれの美容師の氏名が分かるように配慮するものとする。 (3) 衛生水準の確保に関する事項 営業者は、営業施設の衛生水準の確保のため、定期的に行政機関及び業界団体等が主催する衛生管理に関する研修・講習を受講するとともに、受講した旨を表示するものとする。 (4) 地域社会に対する取り組みに関する事項 営業者は、顧客満足度をより高めるため、地域社会のために次の事項について積極的に取り組むものとし、取り組んでいる事項について表示するものとする。 ア 店舗のバリアフリー化の推進（段差の解消等） イ 来店が困難な利用者の送迎 ウ 来店が困難な利用者の訪問美容サービス エ ハートフル美容師・サービス介助士資格の取得 オ 障がいのある方への対応（車椅子対応、視覚・聴覚・発達障がい等への対応） カ 子育て世代の方への対応（託児サービス、ベビーカー置き場の確保等） キ 外国人対応（メニューの多言語表記、外国語対応スタッフの配置等） ク 地域活動への参加（組合活動・商店街活動への参加、職業体験、こども110番等への協力等） 2 営業者は、前項の事項を遵守するほか全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が別途定める美容施術処理基準を遵守するものとする。	<u>2 営業者は、前項第1号に掲げる役務を提供するに当たっては、全国指導センターが別途定める美容施術処理基準に従うものとする。</u> <u>3 営業者は、その他役務の内容の表示を行うに当たっては、「最高」、「完ぺき」その他最高級の又は絶対的な意味を表す用語を用いてはならない。</u>
---	--

(損害賠償の実施の確保に関する事項)

- 第4条 営業者は、利用者に対する役務の提供又は営業施設若しくは設備の管理に起因して事故が発生した場合は、全国指導センターが別途定める美容所事故賠償基準に基づき、利用者等に対してその損害賠償を速やかに行うものとする。
- 2 営業者は、前項の損害賠償の確実な実施を図るため、全国指導センターが別途定める損害賠償保険等に参加しなければならない。
- 3 営業者は、事故に関し迅速かつ円満な解決を図るため、利用者等の利便に配慮してその苦情処理に努めるものとする。

(標識等の掲示)

- 第5条 営業者は、全国指導センターが法第57条の13第2項の規定に基づき定める様式の標識を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする
- 2 前項の標識の有効期間は、登録の有効期間と同一とする。
- 3 営業者は、この約款に従って営業を行う旨、第3条第1項に規定する事項、前条の損害賠償の実施の確保に関する事項その他の提供する役務に関する事項の要旨（以下「役務の要旨」という。）を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。
- 4 営業者が営業を廃止する旨の届出を行ったとき若しくは登録を取り消されたとき又は登録の有効期間が経過したときは、営業者は、当該営業施設について、速やかに、第1項の標識及び前項の役務の要旨の掲示を取り外さなければならない。

(損害賠償の実施の確保に関する事項)

- 第4条 営業者は、利用者に対する役務の提供又は営業施設若しくは設備の管理に起因して事故が発生した場合は、全国指導センターが別途定める美容所事故賠償基準に基づき、利用者等に対してその損害賠償を速やかに行うものとする。
- 2 営業者は、前項の損害賠償の確実な実施を図るため、全国指導センターが別途定める損害賠償保険等に参加しなければならない。
- 3 営業者は、事故に関し迅速かつ円満な解決を図るため、利用者等の利便に配慮してその苦情処理に努めるものとする。

(標識等の掲示)

- 第5条 営業者は、全国指導センターが法第57条の13第2項の規定に基づき定める様式の標識を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする
- 2 前項の標識の有効期間は、登録の有効期間と同一とする。
- 3 営業者は、この約款に従って営業を行う旨、第3条第1項に規定する事項、前条の損害賠償の実施の確保に関する事項その他の提供する役務に関する事項の要旨（以下「役務の要旨」という。）を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。
- 4 営業者が営業を廃止する旨の届出を行ったとき若しくは登録を取り消されたとき又は登録の有効期間が経過したときは、営業者は、当該営業施設について、速やかに、第1項の標識及び前項の役務の要旨の掲示を取り外さなければならない。